

水戸市消費者教育推進計画（第2次）策定基本方針

1 計画策定の趣旨

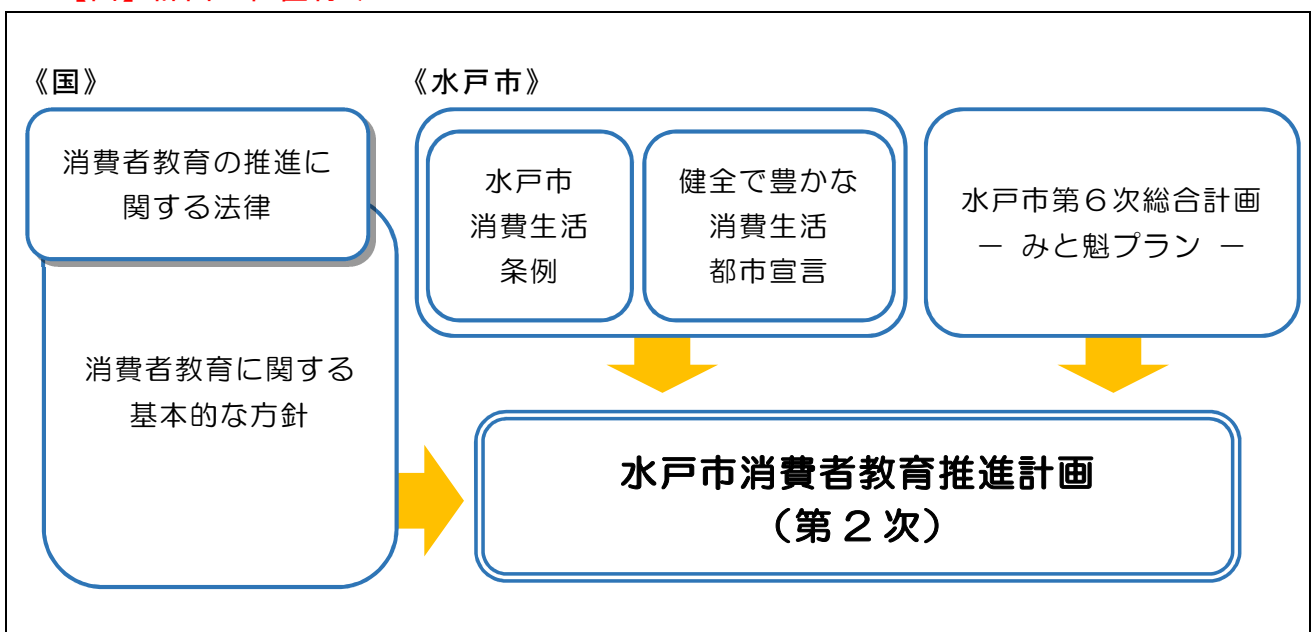
近年の高度情報通信ネットワーク社会やグローバル化の急速な進展，ライフスタイルの多様化などにより，消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中，国においては，2012（平成24）年に消費者教育の推進による国民の消費生活の安定及び向上を目的に「消費者教育の推進に関する法律」を制定し，翌年には，「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を示すなど，消費者教育を一層推進しているところです。また，社会情勢の変化や新たな課題等に適切に対応していくために，様々な政策を推進するとともに，国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するための施策について，消費生活の観点からも取組を進めているところです。

本市においては，2014（平成26）年に，「水戸市消費生活条例（以下「条例」という。）」を全国に先駆けて制定するとともに，2015（平成27）年には，「健全で豊かな消費生活都市宣言」を行い，消費者市民社会の構築を目指しています。また，2015（平成27）年度から5か年を計画期間とする「水戸市消費者教育推進計画（以下，「第1次計画」という。）」を策定し，消費者教育に関する施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

本計画は，消費者教育の更なる推進により，消費者を取り巻く環境の変化に適切に対応して被害の防止を図るとともに，消費活動を通して，持続可能な社会の形成に参画できる消費者の育成を目指し，策定するものです。

【図】計画の位置付け



2 計画策定の基本的姿勢

この計画は、条例第2条に掲げる基本理念や第1次計画の基本的な考え方を踏まえるとともに、これまでの成果等を検証しながら、近年の国の方針、社会の新たな要請への対応等を反映したものとします。計画の策定に当たっては、次の項目に重点をおいて進めるものとします。

(1) ライフステージに応じた教育環境の充実による消費者の自立支援

消費者のライフステージによって消費に係る課題等は様々であることから、幼児期から高齢期までの各段階において、学校、家庭、地域等の場を活用するとともに、性別や知識量等の特性に配慮した消費者教育の方法や内容の工夫に取り組みます。また、ICT など新たな技術を活用したサービスの急速な進展、それに伴う決済方法や取引形態等の変化、家族形態の多様化や成人年齢の引き下げ、グローバル化など、様々な社会情勢の変化を適切に捉えながら**消費者教育に努め、自立支援を推進します。**

(2) 消費者教育を推進する担い手の育成と連携の強化

消費者教育の推進役は、学校、消費者団体、NPO、行政等のほか、消費者自身でもあります。市消費生活センターを中心に、学校や地域、職域などと連携しながら、市民が広く参加することができる研修会や講演会などを実施し、消費生活に関する正しい知識を持ち、消費者団体等において中心的な役割を果たす人材の育成を図ります。また、関係機関との情報共有や消費者教育に係る関係団体等の取組を支援します。

(3) 消費者教育に関する教材の提供及び**複雑多様化**する消費生活に関する情報発信の充実

消費者教育については、学校や地域**など**、それぞれの場において**国**の機関等で作成される多様な**教材**の活用を**促進します**。消費者を取り巻く環境の変化に応じた内容の充実を図るため、引き続き、消費者教育の実践事例や**教材**の情報収集・提供に努めるほか、国等から発信される様々な情報についても、市施設やホームページを活用しながら、市民に広く周知**します**。**さらに**、SDGsの達成に貢献するため、フェアトレード（※1）等のエシカル消費（※2）や食品ロスの削減など、消費者が身近にできる取組について、その趣旨や概念の普及・啓発活動を推進します。

※1 フェアトレード … 開発途上国で作られた作物や製品を適正な価格で取引することにより生産者の自立を支える仕組み

※2 エシカル消費 …… 人や社会・環境に配慮した**消費**

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の現況、これまでの取組状況、重点化を図る項目等を踏まえ、長期的な目標及び施策の方向、主な取組について定めます。

(2) 計画の期間

計画の期間は、水戸市第6次総合計画一みと魁プランナーとの整合を考慮し、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4か年とします。ただし、国の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要がある場合には、見直しを行います。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容が様々な分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

① 水戸市消費生活審議会

消費者団体，事業者団体，学識経験者などで構成する消費生活審議会を開催し，計画内容等に係る意見を反映します。

② 消費者サポーター，消費者団体

行政，消費生活センター，その他関係機関・団体と連携し，各地域における消費生活に関する啓発等の活動をする水戸市消費者サポーターや消費生活の安定と向上に関し，自主的に活動している消費者団体からの意見を聴取します。

③ 学校と連携した取組

2022（令和4）年4月から成人年齢が18歳に引き下げられることなどを踏まえて，中学・高校・大学から意見を聴取します。

④ 意見公募手続

広く市民からの意見を計画に反映させるため，意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

① 庁議，政策会議

庁議は，計画（案）に係る重要事項について審議し，計画を決定します。政策会議は，意見公募手続にかける計画（素案）を決定します。

② 関係課長による検討会議

関係課長による検討会議は，計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり